



中国の職務著作制度について  
(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科)  
李暢、周曉麗、松縄正登

The Copyright System of Work Made for Hire in China  
(Graduate School of Library, Information & Media Studies, University of Tsukuba)  
Li Chang; Zhou, Xiaoli; Masato, Matsunawa

---

職務著作, 著作権の帰属, 大陸法, 英米法, 著作者人格権

---

## 1. はじめに

職務著作は、職務上作成された著作物に関する権利の帰属を定める制度である。中国の著作権法上、著作者の権利を保護する「一般職務著作」、「特殊職務著作」と、法人の財産権を保護する「法人著作」が規定されている。しかし、このような三種類の異なった職務に関する著作物を制定している状況は、他の国の著作権法にはなく、実務上、様々な争いを引き起こしている。

## 2. 中国の著作権法における法人著作と職務著作

### 2.1 法人著作

法人またはその他の機関が主宰し、法人またはその他の機関の意思を代表して、法人又はその他の機関が責任を負う著作物、一般に、このような著作物を法人著作と呼ぶ。

法人著作は中国著作権法 11 条 3 項、4 項において、次のように規定されている。

#### 11 条 3 項

法人またはその他の機関が主宰し、法人またはその他の機関の意思を代表して創作され、かつ、法人またはその他の機関が責任を負う著作物については、法人またはその他の機関が著作者とみなされる。

#### 11 条 4 項

反対の証拠がない限り、著作物に氏名を表示した国民、法人またはその他の機関が著作者とみなされる。一般的に、著作者は自然人である必要があるが、この法律条文にあてはまる場合は、法人も著作者とみなされる。

### 2.2 職務著作

職務著作とは職務の範囲内で創作される著作物のことで、職務著作には一般職務著作と特殊職務著作の二種類がある。

現行の中国著作権法 16 条 1 項において次のように規定され、同項で規定される著作物を一般に「一般職務著作」と呼ぶ。

#### 16 条 1 項

国民が法人またはその他の機関の業務遂行において創作した著作物は、職務著作物とし、本条

2項に定める場合を除き、著作権は、著作者が享有する。ただし、法人またはその他の機関は、その業務範囲内において、それを優先的に使用する権利を有する。著作物が完成された後2年以内は、著作者は、法人またはその他の機関の同意を得ることなく、その法人またはその他の機関が使用するのと同じの方法によるその著作物の使用を第三者に対して許諾してはならない。

また、16条2項には次のような規定があり、一般に、同項で規定される著作物を「特殊職務著作」と呼ぶ。

#### 16条2項

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職務著作物については、著作者は、氏名表示権を享有し、法人またはその他の機関は、著作権のその他の権利を享有する。法人またはその他の機関は、著作者に報償を与えることができる。

1. 主に法人またはその他の機関の物質的および技術的資源を利用し、かつ、法人またはその他の機関の責任の下に創作された工学設計図、製品設計図、地図またはコンピューターソフトウェアなどの職務著作物
2. 法律、行政規則の規定または契約の約束に基づき、法人またはその他の機関が著作権を享有する職務著作物。

16条1項により、職務著作は「国民が法人またはその他の機関の業務遂行において創作した著作物」と定義されており、また、中国著作権法実施条例11条の規定により、『業務』とは、国民が法人または機関において履行しなければならない職責をいう」とされている。

### 3. 問題点

中国著作権法が法人著作、一般職務著作、そして特殊職務著作の三つに分けて規定しているのは、一般職務著作と特殊職務著作の規定によって自然人著作者の権利を保護すると同時に、法人著作という規定によって法人等の利益も守るという目的がある。しかし、職務著作と法人著作の規定には欠陥があり、実務上問題が生じている。

#### 3.1 「法人著作」と「特殊職務著作」の混同

「法人著作」に関しては11条3項に規定されているが、以下の点において「特殊職務著作」との混同が見られる。

##### (1) 法人から主宰されたか否かの判断

11条3項には、「法人またはその他の機関が主宰し」という記載がある。つまり、法人著作は、常に創作者の所属先が主宰して、創作された著作物であることを示している。特殊職務著作の場合は法律上にこのような規定はないが、特殊職務著作も所属先が主宰して創作されることがある。例えば、ソフトウェアの開発などは常に所属先の主宰の下に創作される。これによって、所属先から主宰されたか否かの区分が曖昧であり、基準を明確にする必要がある。

##### (2) 意思の属性

法人著作について規定する11条3項において「法人またはその他の機関の意思を代表して創作され」という規定があり、法人著作は会社の創作意思で、特殊職務著作は従業員の創作意思である

ことを示している。しかし、法人著作の中に、所属先の意味があるとしても、従業員の意思を体現することも必要である。なぜなら、創作を進める者は従業員である。同様に、特殊職務著作は従業員本人の創作意思を体現していることはいえ、従業員の創作過程において所属先の影響を完全に受けていないとは言えない。よって、「意思の属性」という面から見た場合、法人著作と特殊職務著作を区別する基準は曖昧であると言える。

### (3) 社会責任の問題

11条3項において、法人著作は「法人またはその他の機関が責任を負う著作物」と規定されており、16条2項においては、特殊職務著作は「法人またはその他の機関の責任の下に創作され」と規定されている。つまり、法人著作の要件に著作物の責任は所属先が負うというものがあるが、しかし、同時に特殊職務著作の責任は所属先が負うという規定もある。どちらの著作に関しても法人が責任を負うという規定があり、混同している。

## 3.2 「一般職務著作」と「特殊職務著作」の混同

「特殊職務著作」に関しては16条2項に規定されているが、以下の点において「一般職務著作」との混同が見られる。

### (1) 著作物を挙げる際に「など」という表現を用いている点

16条2項において、特殊職務著作は「工学設計図、製品設計図、地図またはコンピューターソフトウェアなどの職務著作物」という記載があり、工業向けの著作物として、その他の技術性の低い著作物と区別している。しかし、「など」という表現が用いられていることにより、列記されたもの以外にも、これらにあたる場合があることを示している。実務上、これらを一般職務著作と区別することはきわめて困難で、しばしば問題となっている。

### (2) 「物質的及び技術的資源」という表現が漠然としている点

16条2項において、「主に法人またはその他の機関の物質的及び技術的資源を利用し」との文があり、また中国著作権法实施条例11条2項において、「職務著作に関する同項の規定にいう「物質的及び技術的資源」とは、国民による創作の完成のために、法人または機関が提供する資金、設備または資料をいう」とある。しかし、ほとんどの職務著作を作成する際には物質的資源が必要である。よって、「物質的及び技術資源」という特殊職務著作と一般職務著作の区別の基準はあまりに漠然としていて、実際上、ほとんど意味を持たない。

## 4. 中国の著作権法における法人著作と職務著作の保護

中国の著作権における法人著作と職務著作の権利帰属は以下のように規定されている。著作者の精神的権利に対する保護を十分に重視していることにより、一般職務著作が規定される。一般職務著作では、自然人の著作者が著作権を享有する。また、著作者人格権と財産権の両方の保護を重視している点により、特殊職務著作が規定されている。特殊職務著作では、自然人の著作者が氏名表示権を享有し、その以外の権利を法人が享有する。法人の利益を守るため、法人著作となる場合、法人が著作権を享有する。

中国の法人著作及び職務著作制度の特徴は、大陸法と英米法両方の影響がみられることにある。法人著作及び職務著作の立法モデルは、大陸法の自然権思想と英米法の財産権思想が含まれている。つまり、中国の法人著作及び職務著作制度は大陸法と英米法を対立するという異なる二つの法思想の統合であると言える。

## 5. 中国の法人著作及び職務著作における権利帰属の検討

中国の法人著作及び職務著作に関する規定は、各法体系の相反する特徴を含有することにより、結果として、現状では自然人作者の権利の保護が弱くなっている。しかし、中国は大陸法の流れをくむ国なので、自然人作者の精神的権利に対する保護を十分に重視すべきである。

したがって、法人著作及び職務著作制度は概念、著作者人格権と著作財産権に関する権利帰属の視点から、再構築することが必要と考える。

### 【参考文献】

- (1) 吳漢東『知識産権法(第四版)』(『知的財産権法(第四版)』), 中国政法大学出版社, 北京, 2007.
- (2) 彭濤(著)、鈴木賢・金勲(訳), 「中国著作権法における職務著作について」, 知的財産権法政策学研究, Vol. 4(2004), p. 65-75.
- (3) 潮海久雄『職務著作制度の基礎理論』, 東京大学出版会, 東京, 2005. 4. 26.